

第一章第二節の節名中「幼児、児童、生徒及び学生」を「児童生徒等」に改める。
 第二章中「学校保健法施行令」を「学校保健安全法施行令」に改め、第一章第一節中同条を第四
 条とする。

第一条中「学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第四条」を「法第十
 一条」に改め、同条を第三条とする。

第一章 環境衛生検査等
 （環境衛生検査）

第一条 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第五条の環境衛生検
 査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第六条に規定する学校環境衛生基準に基
 づき行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

（日常における環境衛生）

第二条 学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は
 改善を図らなければならない。

第十九条の見出し中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第一項中「伝染病の」を「感染症の」
 に改め、同項第一号中「第二十条第一項第二号イ」を「第十九条第一項第二号イ」に改め、同項第
 二号中「麻疹」を「麻しん」に、風疹」を「風しん」に改め、同項第三号及び同条第二項中「伝染
 病」を「感染症」に改め、同条第十八条とする。

第二十条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、前条の伝染病」を「前条の感染症」に改め、
 同条第一号中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第二号中「伝染病」を「感染症」に、伝染の」
 を「感染の」に改め、同号八中「麻疹」を「麻しん」に改め、同号九中「風疹」を「風しん」に、発
 疹」を「発しん」に改め、同号十中「発疹」を「発しん」に改め、同条第三号中「伝染病」を「感
 染症」に、伝染の」を「感染の」に改め、同条第四号中「伝染病」を「感染症」に、かかつてお
 疑」を「かかつている疑い」に、伝染の」を「感染の」に改め、同条第五号及び第六号中「伝染病」
 を「感染症」に改め、同条第十九条とする。

第二十一条中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四号中「幼児、児童、生徒又は学生」を「児
 童生徒等」に改め、同条第二十号とする。
 第二十二号の見出し中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第一項中「伝染病」を「感染症」に、
 「かかつておる疑」を「かかつている疑い」に、幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に、
 「第十二条」を「第十九条」に改め、同条第二項中「伝染病」を「感染症」に、疑」を「疑い」に
 改め、同条第三項中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第二十一条とする。

第二十三条第一項第一号中「学校保健安全計画」を「学校保健計画及び学校安全計画」に改め、
 同項第二号中「学校環境衛生」を「学校の環境衛生」に、指導と」を「指導及び」に改め、同項第
 九号を同項第十号とし、同項第八号中「第四条」を「第十一条」に、第八号第一項」を「第十五条
 第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第三章」
 を「第二章第四節」に、伝染病」を「感染症」に、指導と」を「指導及び」に改め、同号を同項第
 七号とし、同項第五号を削り、同項第四号中「第七条」を「第十四条」に、従事し、及び保健指導
 を行うこと」を「従事すること」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第六条」を「第
 十三条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

- 三 法第八条の健康相談に従事すること。
 - 四 法第九条の保健指導に従事すること。
- 第三章中第二十三条を第二十二条とする。

第二十四条第一項第一号中「学校保健安全計画」を「学校保健計画及び学校安全計画」に改め、
 同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第四条」を「第十一条」に改め、同号を同項第六号
 とし、同項第四号を削り、同項第三号中「第七条」を「第十四条」に、従事し、及び保健指導を行
 うこと」を「従事すること」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「第六条」を「第十三
 条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

- 二 法第八条の健康相談に従事すること。
- 三 法第九条の保健指導に従事すること。

第二十五条第一項第一号中「学校保健安全計画」を「学校保健計画及び学校安全計画」に改め、
 同項第二号中「第二十二号の二」を「第一条」に改め、同項第三号中「学校環境衛生」を「学校の
 環境衛生」に、指導と」を「指導及び」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「指
 導と」を「指導及び」に改め、同号を同項第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

- 四 法第八条の健康相談に従事すること。
- 五 法第九条の保健指導に従事すること。

第二十五条を第二十四条とする。
 第二十六条第一項中「第六号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「第七号様式」を「第
 四号様式」に改め、同条第三項中「第八号様式」を「第五号様式」に改め、第四章中同条を第二十
 五条とする。

第二十七条中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第二十六号とする。
 第二十八条中「第九条第三項」を「第十条第三項」に、第九号様式」を「第六号様式」に、第十
 号様式」を「第七号様式」に改め、同条第二十七号とする。
 第二十九条中「第三条、第四条」を「第一条、第二条、第五条、第六条」に、から第七号」を
 「、第七条、第八条、第九条」に、同条第一項中」を「同条第一項については、に、まで第八号、
 第八号の二」を「、第十条、第十一条」に、から第十四号まで及び第十九号から第二十二号の七ま
 で」を「、第十二号から第二十一条まで、第二十八号及び前条」に、第三条第一項」を「第五条第
 一項」に、第五条第九項」を「第七条第九項」に、第九号中「第三条」を「第九条第一項中「学校
 医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二号中「第五条」に、第二十九号において準用する
 第三条」を「第三十条において準用する第五条」に、第二十号及び第二十二号」を「第十九号第六
 号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九号第五号及び第六
 号並びに第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「第二十三号」を「第二十二号」に改め、同条
 第五章を第七章とし、同章の前に次の一章を加える。

第六章 安全点検等
 （安全点検）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生
 徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。
 （日常における環境の安全）
 第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境
 の安全の確保を図らなければならない。

第四章を第五章とし、第三章を第四章とする。
 第十七条の次に次の章名を付する。

- 第三章 感染症の予防
- 付録中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改める。
 第一号様式中「麻疹」を「麻しん」に、風疹」を「風しん」に、園」を「園」
 に改め、同様式13及び14中「5」を「2」に改める。